韓国における低所得層高齢者の生活史からみる 不安定就労と居住の不安定性

朴 仁淑ⁱ, 孔 常吉ⁱⁱ

本稿の目的は、韓国における低所得層高齢者の生活史把握を通して、社会経済変動が低所得層高齢者の貧困創出過程に与えた影響と現在の生活との関連性を明らかにすることである。さらに、低所得層高齢者が不安定就労と居住不安定の状況に陥った背景を考察することである。面接調査の結果、以下のことが明らかになった。植民地という時代背景と農村の疲弊、貧しい家庭環境により教育が受けられず、家政婦、行商や露天商、零細工場の労働者という就労不安定の状況に置かれた。また、低賃金では大都市で安定した住居が確保できず、高齢期に入っても頻繁な住居移動をしている。さらに、家族関係においては、離婚か若くして夫と死別し子どもがいない、あるいは貧困の連鎖により子どもにも不安定な就労と居住状況が続いているため、家族扶養は期待できない状況にある。しかしながら、激しい社会経済変動が続く中で、社会保障制度、労働政策、住宅政策などの対応が遅れたため、状況は改善されず、高齢期に入っても生活困難が続いている。

キーワード:韓国、低所得層高齢者、生活史、不安定就労、居住の不安定性

はじめに

韓国における現在の低所得層高齢者世代は、日本の植民地時代に生まれ、朝鮮戦争を経て、1970年代の急速な産業化という激動の時代を生きてきた。混乱の歴史の中、貧しい家庭環境により就学の機会を持っていなかったうえに、家計のため早くから労働市場に出された。彼等は非識字と低学歴により、住み込み家政婦、行商や露天商、日雇労働者、零細工場の住み込み労働者という不安定な労働状況に置かれた。さらに、諸社会保障制度の整備が遅れる中で、非常に低い賃金であったため生計の目途が立たない

まま、高齢期に入った。しかしながら、韓国におけるこれまでの生活史研究では、この低所得層高齢者の生活問題を、高齢期以前の不安定就労・居住不安定に関連付け明らかにした研究は少ないのが現状である。さらに、典型的不安定就労者ともいえる日雇建設労働者に対する研究はもとより、住み込み家政婦、行商、露天商といった不安定就労の実像についても十分に把握されていない。そこで本研究は、韓国における低所得層高齢者の生活史を探ることにより、不安定就労と居住不安定の状況に陥った背景を明らかにする。さらに、雇用や住居をめぐる社会経済構造の大きな変動が、韓国における低所得層高齢者の貧困創出過程に与えた影響、そしてその結果としての現在の生活との関連性を考察する。

i 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

ii 韓国新吉総合社会福祉館館長

I. 韓国の社会経済変動と都市貧困層の創出

1. 韓国の社会経済変動と社会保障政策の変遷

韓国で調査の際に出会う高齢者がよく口にする言 葉がある。「私の人生を本にしたら、何冊か小説がか けるのよ」。人生70~80年を生きていると、誰でも ドラマチックな節目があったと想像できるが、困難 の状況を生き抜いた彼(彼女)らだからこそ、その 重さを感じるのである。表1は、日本植民地時代の 終息から、現在に至るまでの韓国における現在の高 齢者世代に影響を与えた社会、政治、経済各分野の 問題と、社会保障政策と労働政策の変遷を簡略に示 したものである。植民地時代の農民の生活は、日本 の戦争遂行のための強制徴用,海外への逃避性移住, 火田民, 流民に解体された (イ 2005:68)。そのよ うな状況で解放を迎えた1945年から1960年までの韓 国は、米ソ冷戦の中、政治混乱が続き、社会福祉制 度の導入はほぼ皆無の状態であった。その中でも朝 鮮戦争は、国民の生活を疲弊させた。停戦後は、李 承晩政権の独裁が続いたが、学生たちのデモが発端 である「4.19革命」によりその幕を閉じた。軍事ク ーデターで政権を握った朴正煕は、輸出中心の産業 化政策を打ち出した。労働者には賃金ガイドライン による低賃金が要求される同時に、労働3権は名ば かりの労働者抑圧政策を取った。低賃金政策を維持 するため、農産物低価格政策が長く続くことで農民 の生活はさらに悪化した。朴正熙政権は、徹底的に 資本側に立ち、国民には「先成長・後分配」の論理 が押し付けられていたのである。そのような社会状 況の中, 社会福祉関連制度では, 「産業災害補償保 険法」、「軍人年金法」などが立法されたが、産業化 政策をバックアップするための水準にとどまってい た。さらに、医療保険制度を導入するも、任意加入 であったため、1977年の改正(従業員500人以上の 事業所加入)までに実際は機能しなかった。「生活 保護法」は、1944年日本植民地時代の「朝鮮救護令」 を踏襲したもので、公的扶助制度としての機能を果

たすものではなかった。朴正煕政権は長期集権の末崩壊し、全斗煥のクーデターによる軍事政権が始まり、政治抑圧は続いた。全斗煥政権の初期は、老人福祉法などが制定されたが、軍部クーデターに対する国民の抵抗をなだめすかすための立法であったため、実際国民の福祉を増大させるものではなかった。1987年の「6月民主抗争」と「労働者大闘争」を前後にして、最低賃金制の制定と実施、国民年金と医療保険の適用対象の拡大があった。1989年には、低所得層と無住宅者のための「永久賃貸住宅(低所得者などのための公共賃貸住宅)」が建設された。1990年代に入っては、「雇用保険法」が実施され労働者関連法の体制が整備された。

1997年の通貨危機による IMF 救済金融申請時は, 大量の失業と景気悪化により, 貧困問題が前面に現れた。しかし,「生活保護法」はセーフティネットの機能を果たせなかったため, 社会団体と国民の請願により「国民基礎生活保障法」が1998年制定され,2000年から実施されている。IMF 経済危機以降大きく取り上げられている社会問題は, 浅い歴史を持つ低水準の社会保障と家族扶養の激減による高齢者貧困問題である。本研究の対象者らは,後述の生活歴からみるように,社会保障関連の立法が整う2000年代以前にすでに高齢期に入っていた。弱者的地位からもっとも社会変動を受けやすい立場にあったと同時に,生活困難状況におかれていたにもかかわらず,社会保障制度の未整備により,生活困難状況の改善はできなかったのである。

2. 農民移動と都市貧困層の創出

本研究の対象者は、表4のように、全員がソウル市以外の地方出身者で、大半が農村の貧しい生活から少しでも就労の機会が多いと言われた大都市ソウルへ上京した人々である。従って、農民移動を含む人口移動は、社会経済変動とともに高齢者の生活歴を検討するに当たっては重要な意味を持つ。

韓国の人口移動は、1945年日本の植民地独立から 朝鮮戦争を経て1960年代以前までの時期と1960年代

表 1:韓国における社会変動と高齢者関連の社会保障制度・労働政策の変遷(日本植民地期末~2012年)

時代	政治・経済・社会	社会保障制度・労働政策関連
日本植民地期 1910-1945	・解放(1945)	・朝鮮救護令制定(1944)
米軍政期 1945-1948	・米ソ両軍朝鮮半島分割占領発表(1945)	・児童労働法規(1946) ・最高労働時間法(1946)
李承晚政権 1948 - 1960	 ・大韓民国樹立公布(1948) ・農地改革法公布(1949) ・朝鮮戦争(1950) ・停戦協定調印(1953) ・4.19革命一学生が中心(1960) 	・労働組合法制定(1953)・労働争議調停法制定(1953)・勤労基準法制定(1953)
尹普善政権 1960-1961	・5.16軍部クーデター(1961)	・公務員年金法制定(1960)
朴正熈政権 1961 – 1979	 ・第 2 次通貨改革(1962) ・第 1 次経済開発 5 年計画(1962-1966) ・韓日基本条約調印(1965) ・3 選改憲―長期集権の基盤(1969) ・京釜(ソウループサン間)高速道路開通(1970) ・全泰壱焼身自殺―労働条件改善要求(1970) ・セマウル運動開始(1970) ・維新憲法―朴政権の長期化(1972) ・同一紡織罷業(1978) ・10.26事態―朴正煕大統領暗殺(1979) ・12.12新軍部クーデター(1979) 	 ・生活保護法制定(1961) ・産業災害補償保険法制定(1963) ・労働組合法改正(1963) ・労働争議調停法改正(1963) ・軍人年金法制定(1963) ・医療保険法制定(1963) ・社会福祉事業法制定(1970) ・国民福祉年金法制定(1973) 一実施留保 ・私立学校教員年金法制定(1973) ・医療保険実施(1977) —500人以上事業所適用
全斗煥政権 1980-1987	・5.18民主化運動(1980)・6月民主抗争(1987)・7-9月労働者大闘争(1987)・大統領直接選挙改憲(1987)	・老人福祉法制定(1981)・医療保険100人以上事業所適用拡大(1981)・国民年金法改正(1986)・男女雇用平等法制定(1987)
慮泰愚政権 1988-1992	・ソウルオリンピック開催(1988) ・南北韓 UN 同時加入(1991)	・国民年金法施行 (1988) ・最低賃金制実施 (1988) ―制定は1986年 ・農魚村医療保険実施 (1988) ・全国民医療保険実施 (1989) ―都市地域拡大 ・永久賃貸住宅建設 (1989)
金泳三政権 1993 - 1997	・金融実名制実施(1993) ・金日成死亡(1994) ・地方自治全面実施(1995) ・OECD 加入(1996) ・IMF 救済金融申請(1997)	・母子保健法改正 (1994)・農漁村国民年金施行 (1995)・雇用保険法施行 (1995)・社会福祉共同募金法制定 (1997)・社会福祉事業法改正 (1997)
金大中政権 1998 - 2002	・IMF 危機金集め運動(1998) ・南北頂上会談(2000) ・IMF 救済金融卒業(2001)	・国民健康保険統合一元化 (1999)・国民年金都市地域拡大 (1999)・医薬分業実施 (2000)・国民基礎生活保障法施行 (2000)
慮武鉉政権 2003 - 2007	・中学校無償義務教育全面拡大実施(2004)・戸主制廃止(2005)・第2次南北頂上会談(2007)	・雇用保険拡大 (2004) — 1 ヶ月未満日雇労働者 ・高齢者就労支援事業実施 (2004) ・国民年金改正―給付縮小 (2007) ・社会サービスバウチャー制度施行 (2007)
李明博政権 2008 - 2012	・アメリカ産牛肉輸入反対デモ(2008) ・北朝鮮核実験 2 次(2009) ・韓米 FTA 発効(2012)	・基礎老齢年金実施(2008)・老人長期療養保険制度実施(2008)・無償給食と普遍的福祉論争(2010)

出所: ①イ・ヨンハン (2005) 『韓国社会と福祉政策 - 歴史と issue』,

②ソ・ゾンソク (2005) 『写真と絵でみる韓国現代史』,

③ヤン・ぜジン (2008)「韓国福祉政策60年」『韓国政策学会企画セミナー』 1-33より作成。

表 2: 市(都市)・郡(農村)別人口構成比の変化

(単位:%)

(単位:世帯. %)

地域	1955年	1960年	1966年	1970年	1975年	1980年	1985年
市部 (都市部)	24.53	28.00	33.59	41.15	48.38	57.25	65.37
郡部 (農村部)	75.47	72.00	66.41	50.85	51.61	42.75	34.63

注:農村部の調査単位において、1955-1966年は郡部、1970-1985年は邑・面部である。

四捨五入のため、合計は100%にならない。

出所: 1955-1966年は経済企画院『韓国統計年鑑』1961年と1967年, 1970-1985年は統計庁ホームページ『人口総調査』各年度より作成。

表 3 : 耕作規模面積別農家数の推移

年	総計	5段歩未満	5段歩-1町歩 未満	1-2町歩未満	2-3町歩未満	3 町歩以上	耕種外
1955	2,218,185 (100)	954,816 (43.0)	689,745 (31.1)	445,632 (20.1)	122,441 (5.5)	5,551 (0.3)	-
1965	2,506,899 (100)	900,840 (36.0)	793,864 (31.7)	643,305 (25.7)	139,599 (5.6)	29,291 (1.2)	-
1975	2,379,058 (100)	690,983 (29.0)	828,157 (34.8)	617,897 (26.0)	111,717 (4.7)	35,982(1.5)	94.322(4.0)
1980	2,155,073 (100)	611,698 (28.4)	747,579 (34.7)	629,197 (29.2)	107,559 (5.0)	31,163(1.4)	27,877 (1.3)

注:耕種外農業経営農家とは、畜産業、養蜂などを経営する世帯、または賃金農業労働者などを指す。

四捨五入のため、合計は100%にならない。

出所:農林水産部『農林統計年報』1956, 1966, 1976, 1983年より作成。

からの移動で分けられる。1960年代以前の移動は、移住者たちの自己意思よりは政治変動と戦争により強要された移動であった(ソク 1986:156)。一方、1960年代からの移動は、1960年代後半に始まった輸出志向の工業化が進む中、景気変動による雇用機会の拡大と縮小を繰り返しながら、農村の人口を吸収してきたのである(ユン 1985:31)。

農民移動により、表2のように1955年の都市部人口は農村部人口の約3分の1であったが、1980年の都市部人口は農村部人口をはるかに上回っている(行政区域の改編を勘案しても)。このような農民の都市流出が、農村部のどのような階層から起きたかについては、具体的な統計資料は見当たらない。しかしながら、当時の零細農の推移から推測できると考える。表3をみると、全体農家世帯数は1955年の221万8185世帯から1980年には215万5073世帯に減少している。そのうち5段歩未満の零細農は、95万4816世帯(1955)から61万1698世帯(1980)まで減っている。この推移から、2つの側面が読み取れる。1つは、1955年における半分近くの高い零細農の割

合こそ当時の農村の貧困実態を表すものであり、もう一つは、最低限の生計維持すら困難であった零細 農が都市部に流出し、都市貧困層の多くを占めている根拠になると考える。

Ⅱ. 高齢者生活史研究の意義と研究動向

1. 高齢者生活史研究の意義

本研究は、高齢者の口述を通じて、高齢者の生活 史から就労不安定の背景、生活過程を探る試みであ る。過去の生活過程と結果としての現在の状態の因 果関係について、日本では今まで多くの先行研究で 指摘されてきた。

まず、佐藤(1981:351)によると老齢期における 貧困の特徴は「貧困の一般的な社会経済的要因 = 社 会史的要因を縦軸に、個々の勤労者の生活史を横軸 に、いわば二重に要因規定を受けて出現する」こと である。さらに、佐藤(1981:352)は、前者の社会 経済的要因について、「中高年期における就労・雇 用条件や老齢期における職業内容や所得水準あるい は、社会的対応としての所得保障や社会福祉サーヴィスなど、老齢期生活の全面にわたって、その時どきの高齢者が総体としておかれている社会的地位」であると述べている。

本間 (1984:323) は、「高齢期という生涯のステージでの生活には、それ以前の生活状態の集約された形が現れる。集約された姿としての経済的状態、世帯構成と密接な関連をもつのは、彼等の高齢期以前の職業生活の状態」と指摘している。

一方、大都市高齢者の生活史研究においては、東京の養護老人ホーム入居者の生活歴調査を行った山田 (2010)の研究がある¹⁾。山田 (2010:27)は、生活歴の調査方法について「社会の中で孤立し周縁化された人生・生活があるかもしれない。それを探ることで、我々の社会の底で確かに起きている厳しい現実、いわば、生活の危うさや人生の不安定性というものの姿をリアルに映し出すことができる」と述べている。

韓国においては、過去軍事政権の政治的イデオロギーの下で朝鮮戦争以降1980年代までの貧困研究はあまり活発に行われていなかった。資料は十分ではないため、社会の底辺に多く存在していた貧困層が置かれていた状況の詳細は必ずしも明らかになっていない。このような状況から、高齢者の生活歴調査を通じて、貧困層創出の社会的背景を探索すると同時に、都市貧困層の生活実態を明らかにするのは有意義であると考える。

さらに、高齢者の口述を通じて彼らの生々しい生活経験や社会の見方を描いてみることは、中野・小平 (1981:40) が老人福祉におけるライフ・ヒストリー調査の目的として取り上げた「ライフ・ヒストリーによって得られた縦断面における、パーソナリティや事象の捉え方、影響の受け方と、現状との、因果連関の類型化|と通じるものがあると考える。

2. 韓国における先行研究の動向

韓国での生活史(韓国では「生涯史」の表現がより広く使われている),特に高齢者生活史の研究成

果はまだ少ないのが現状である。労働者を対象にした研究は2000年代に入って、聖公会大学の「労働史研究会」を中心として活発に行われている。その中で、キム・ウォン(2010)は元鉱山労働者の口述から1950年代の鉱山労働者の日常生活を通じて、当時の鉱山労働者の意識構造、鉱山共同体の文化、住居などを考察している。さらに、キム・ヒョンソン(2010)は、朝鮮戦争後多く発生した「戦争未亡人」の生活実態を通して、当時の女性労働者の労働経験と女性の経済活動に対する社会認識などを検討している。

一方、チャン・チョンら(2009)は50歳代から70 歳代までの中高齢者労働者の労働歴・生活歴を詳細 に取り上げているが、貧困層に限定した研究ではな いため、貧困層の労働状況と生活像を把握するには 限界がある。ベク・ハクヨン (2006) は、独居高齢 者の生涯過程を通じて、彼らの貧困経験とそれに対 する家族支援体系、困窮状況に落ちた背景、職業移 動について論じている。ベク・ハクヨンの研究から は、独居高齢者の貧困は、生涯全般における不安定 な経済活動の過程と家族関係の断絶に起因するもの という知見を得た。パク・ミジョン(2010)は、国 民基礎生活保障(日本の生活保護に相当)受給高齢 者の日常生活の中でも、住居と食生活部門に着目し て, 住居空間が生涯の過程で持つ意味, 食生活から の貧困経験、国民基礎生活保障受給者としての生活 経験について詳細に検討している。パク・ミジョン の研究からは、住居、食生活、健康状態などの日常 生活が生涯の過程と社会との相互作用による結果を 反映しているとの知見を得た。

しかし、韓国におけるこれまでの生活史研究では、 農民生活の実態と都市貧困層の創出、不安定就労と 居住不安定の状況に陥った背景などに着目した研究 はほとんどない状況である。

本稿で取り上げる10人の生活経験を韓国における 低所得層高齢者の生活に一般化するには無理がある ことは事実である。しかしながら、都市貧困層の生 活過程に対する研究成果が少ない現状において、韓 国社会の底辺に多く存在していた都市低所得層の生活, さらにはその社会的背景を探索してみる一つの道具としての有用性はあると思われる。さらに, 本研究の調査対象者は, 低学歴のため自らの記録ができない状況で, 何十年も過ぎた昔の出来事を詳細に思い出すのは容易なことではない。その補完資料として, また当時の社会状況を理解する補助手段として先行研究, 新聞記事などを活用していく。

Ⅲ. 研究方法と研究結果の概要

1. 研究の視点および研究方法

本研究では、高齢期以前の不安定就労・居住不安 定と、現在の貧困に至る生活過程を探るために、以 下の考察に重点をおいて、聞き取り調査を行った。 生活歴の検討については、出身地と成長期の生活環 境, 学歴, 婚姻関係と家族関係, 上京理由, 上京後 の仕事, 主に就いた職と転職の経路, 国民基礎生活 保障受給状況などである。現在の生活においては、 生活の様子、日中の過ごし方、生活費などについて 検討した。住居については、今までの住居形態の変 化. 現在の住居状況 (住居形態、居住環境など)、韓 国特有の「チョンセ」契約²⁾ から日本のような賃貸 契約方式への移行による生活状況の変化などを検討 した。調査対象者の選定においては、筆者が2012年 に行った高齢者生活実態調査³⁾ の調査地域に所在 する社会福祉機関4ヶ所の支援担当者を通して、高 齢者実態調査の対象者を中心に調査協力をお願いし た。調査依頼者13人のうち、3人が調査への協力を 拒否(男2人,女1人)し、最終的に10人に対して 面接調査を実施した4)。調査実施期間は、2014年3 月13日から3月21日(補完調査は2014年9月15日か ら9月19日)までであった。調査は、半構造化面接 を用い. 高齢者の状況を考慮しながら話にあわせて 質問の順番や聞き方を変えて実施した。

2. 倫理的配慮

本研究は、立命館大学の「人を対象とする研究倫

理審査委員会」による承認を得て実施した。さらに、 聞き取り調査の際には、研究の目的・意義、研究方 法、調査への協力と中止方法、研究成果の公表可能 性、守秘や個人情報の管理などについて明記すると 同時に、口頭にて説明を行い、調査に対する同意を 得た。

3. 研究結果の概要

(1) 対象者の属性

調査対象者の年齢(調査対象者の年齢は数え年を 基準にしている),出身地,学歷,結婚歷と家族関係, 上京時と現在の住居は表4のとおりである。対象者 全員が,一人暮らしで社会福祉機関の支援(主に 「敬老食堂」利用やおかず配食など無料給食支援⁵⁾) を受けている。9人が国民基礎生活保障を受給して おり、1人(F氏)が医療給付(医療扶助)を受けて いる。

(2) 対象者の生活歴の概要

ここでは対象者の労働歴を中心とした生活歴, 家 族関係などについて検討する。

A氏の事例(82歳,女)

貧農出身。結婚前からミシン工として働き、結婚後も軍服工場や靴工場で働き続けた。夫は酒やギャンブルが好きで家庭を守らなかったため、生計は本人が立てるしかなかった。40歳代頃、家を出て単身で上京、零細工場で働いたが、数年後置いてきた子どもたちが心配で家に戻った。しかし、夫との不和が続いたため、再び上京、数年後子どもたちも呼んで一緒に暮らす。53-54歳頃、目も見づらく仕事がきつくなりミシン工をやめる。親戚の紹介で、本人所有の小さいマンションを売った資金で精肉店を始めるも、うまくいかず3年ほどでたたむ。その後、食堂(軽食中心)を始め(60歳代前半と記憶)、最初は繁盛したが、周囲に同種の店が何軒もできたため、続けることができずその店も廃業。それ以降は、「就労事業(日本の失業対策事業に類似)」やたまに

対象 現在の住居 上京時 性別 年齢 子ども 学歷 出身地 結婚歷 者 住居 (占有形態と部屋の位置) 結婚(24歳) 2男 Α 女 82 地方都市 未就学 工場の寮 | チョンセ (1500万ウォン) / 半地下 →別居 1女 結婚(27歳) 保証金付き月極(保証金500万. 家 83 小学校卒 В 女 農村 無 月極 →死別(36歳) 賃15万ウォン)/半地下 初婚(18歳頃)→死別 未就学 C 女 81 農村 1女 工場の寮 チョンセ (1500万ウォン)/1階 夜学 →再婚→別居(29歳) 初婚(18歳頃)→離婚 保証金付き月極(保証金2000万. 未就学 地方都市 1女 持家 D 女 86 →再婚→死別(47歳) 家賃7万ウォン)/2階 初婚(18歳頃)→死別 保証金付き月極 (保証金500万, 家 Е 女 94 農村 未就学 無 夫の家 →事実婚→死別 賃25万ウォン)/1階 結婚(18歳) 1男 保証金付き月極(保証金1800万. F 85 農村 小2中退 月極 →別居(43歳)→死別 4女 家賃20万ウォン)/1階 結婚(13歳)→日本軍 義理の姉 未就学 G 女 91 農村 無 チョンセ (1000万ウォン)/1階 徵用後生死不明 宅 結婚(19歳) 未就学 Η 女 82 農村 無 姪の家 チョンセ (3200万ウォン) / 2 階 →死別(27歳) 結婚(23歳) 永久賃貸住宅 (保証金付き月極, 保 女 地方都市 小3中退 夫の家 I 78 無 →離婚(25歳) 証金約200万, 家賃約4万ウォン) 小 3 中退 | 結婚(23歳) 不明 店で寝食 チョンセ (3500万ウォン) / 半地下 Ţ 男 87 農村 夜学 →死別(75歳)

表 4:調査対象者の属性

注:本稿作成当時の為替レート (2014年12月10日基準) は、100ウォン:10.5円程度である。

入ってくるミシンの家内労働で生計を立てる。その後,一時期国民基礎生活保障を受けるようになったが,長男夫婦の所得増加で廃止された。廃止後(79歳頃)は、「洞事務所(村の役場)」で掃除の仕事をはじめる。長男が家を購入する際に、本人のチョンセ金を足して長男との同居になるが、長男夫婦との折り合いが悪くなったため、2012年7月頃から一人暮らし。お弁当配達などの高齢者就労支援事業の仕事で生計を立てきたが、2013年4月から国民基礎生活保障を受けるようになった。

②B氏の事例 (83歳, 女)

7人兄弟の長女。父親は「面書記(村役場などで働く末端公務員)」。15歳頃、母親が死亡(当時39歳)し、その後兄弟はばらばらになった。下の兄弟

3人は養子に行って以来、行方はわからない。本人は母親の実家に身を寄せ、農業の手伝いや家事をしながら暮らした。19-20歳頃、「食母 (住み込み家政婦の韓国式表現)」になった。27歳時に15年年上の男性と結婚するも、36歳時に死別。その後ソウルに住んでいた知人を頼って上京。40歳代に入り塗装業の仕事を始め、20年以上働いた。その後生活が困難になり、国民基礎生活保障を受けるようになった。

③ C 氏の事例 (81歳, 女)

5人兄弟の末子。比較的に裕福な農家出身。学校には通ってないが、夜学で字を習得した。朝鮮戦争中(18歳頃)、警察官であった夫と結婚するも、約1年後戦死。停戦後、親戚の紹介で離婚歴のある男性と再婚する。再婚した夫の家は貧農で生活が苦しか

った。夫は小都市に床屋を出したが、床屋の従業員 と愛人関係になる。経済的な困窮のうえに、夫の浮 気、姑との折り合いも悪くなり悩んでいた時、友達 が上京を勧め、29歳頃単身で上京。友達の紹介で、 ソウル近郊にあった工場寮の食堂の住み込みで働く。 当時5歳頃だった娘を夫の家に預けたまま上京した ため、稼いだお金は娘の養育費で送金した。3年後、 夫が死亡してから娘は栄養失調になるくらい状況が 悪化していたが、部屋を借りる経済力がなかったた め引き取れなかった (娘は中学校卒業後上京)。上 京後は、主に工場寮の食堂を転々しながら働いた。 人形服製造工場での雑務や、旅館(韓国では安い 宿)の帳場(旅館の従業員を指す)もした。下着や 果物、ナムル類の行商、建築関連の雑用(新築建物 の掃除、釘を抜く仕事など)などを転々。娘婿は生 活力がないうえに、ヘルニアを発症し、本人と娘が 孫2人を養育した。70歳頃、国民基礎生活保障を受 けるようになるまで働いた。

④ D 氏の事例(86歳. 女)

貧農出身。2人兄弟。学校は通ってないが、自分 の名前と数字程度は読み書きが可能。14歳頃、口減 らしのため養女に行ったが、 居心地が悪くて実家へ 戻る。18歳頃結婚し、20歳時に離婚。21歳時に再婚 した夫は公務員だったが、給料が少なかったため本 人も針仕事(口コミで注文をうけ、家で新婦が着る チマチョゴリなどを作る)で家計を助けた。29歳頃、 米軍基地村へ引っ越す。夫は米軍部隊に勤めて、部 隊の近くに居住しながら店を出し、お金を貯めた。 米軍基地の撤収とともに、家族で上京し、稼いだお 金で現居住地域の市場に店舗2つと近所に家を購入。 しかし裕福な生活もまもなく、夫が詐欺にかかり、 店と家を手放すことになる。39-41歳頃、娘の中学 校進学のため、軽食を売る屋台を始め、7年ほど続 ける。47歳時に夫が死亡。その後は、地方の市日6) などで行商、居住地近くの市場での露天商などを 転々とし、「イルスノリ⁷⁾」もして、65歳頃まで働い た。71歳頃、健康保険料の過多算定のことで尋ねた

国民健康保険公団の職員から国民基礎生活保障対象 に当たることを知り、受給するようになる。

⑤ E 氏の事例 (94歳, 女)

朝鮮戦争により現在は北朝鮮の領域になった地域 の農家出身。植民地時代で供出が多かった時期だっ たため、雑穀やじゃがいもが主食だったが、食事を 欠かした記憶はない。結婚までは、家で供出用のカ マス(藁で編んだ袋)を編むのが日課だった。きれ い好きで几帳面な性格。18歳頃結婚し、20歳頃娘を 出産するも、夫は結核で死亡。25歳時に友達の紹介 でソウル居住の男性(2人の子持ち)と再婚。再婚 後朝鮮戦争が起きるまでの生活は良かった。再婚後 娘を出産、5人家族になる。朝鮮戦争で夫の故郷へ 避難する際に、夫は爆撃の破片で死亡。停戦前に、 本人が産んだ娘が肺炎で死亡(当時5歳)。停戦後、 半廃墟状態になったソウルの家に戻り、マッコリ製 造工場で空き瓶を洗う仕事をした時は、酒原料の蒸 したキビが食事だった。工場で錆を落とす仕事をし たこともある。戦後、世間が落ち着いてきた頃には、 ソウル近郊で野菜を買い取り、南大門市場で売る (片道2時間近くかかる距離を歩いた) 行商を始め た。冬は、野菜行商ができなかったため洋銀⁸⁾ 工 場で働いた。45歳の時、息子(夫の連れ子、以下同 じ)が結婚、その後は孫たちの世話と家事をした。 孫に手がかからない時は、するめ工場やアイロン工 場などで働いた。狭い家から、ソウル西北部の聯立 住宅(所有主が異なる集合建物、マンションより規 模が小さい)へ引っ越す。その頃、生活保護対象に なることを知り,一時期は生活保護(当時は生活保 護法実施の時期で、米や麦などを支給)を受けたこ ともある (再婚後入籍していないため、E氏には扶 養義務者がないことになっている)。その後、息子 家族とマンションに引っ越すが、環境になかなかな じむことができず、姪の家へ居住地を移し、国民基 礎生活保障を申請。約10年前、息子がチョンセ保証 金(1300万ウォン)を支援し一人暮らしになる。2 年前から、現在の家に引っ越し、暮らしている。

⑥ F氏の事例(85歳,女)

3歳時に母親が死亡、祖父母が本人を育てた。10 歳の時、満州(中国東北部)在住の父親のもとに渡 る。いびる継母との生活が苦しくなり、14歳頃小学 校も中退(3年生)し祖父母の家に戻る。18歳時に 結婚, 6人の子どもをもうけた。夫の実家は裕福な 農家だったが、夫の賭博と愛人問題で苦しい生活だ った。先に上京していた長男の勧めで、43歳頃子ど もたちを連れて上京。上京後数年間は、縁故もなか ったため、同郷の人について登山客を相手に行商 (餅や蒸トウモロコシなどを販売)を始め3-4年 間続く。その後は、おかず製造工場で働き、8年ほ ど勤める。家族が住めるチョンセ部屋を借りるお金 を貯めるため、「契(頼母子講、もやい)」に入るが、 「契主」の横領で踏み倒され、 月極の部屋を転々と した。おかず工場が廃業となった後は、本人が通う 教会の信徒が経営するセーター工場で働く。勤めて いたセーター工場も廃業になり、ビルの掃除員にな る。夜に出勤する仕事だったが、その給料だけでは 生活ができなかったため、早朝からの掃除仕事を掛 け持ちする。68歳の時、早朝の仕事場に移動する際 の交通事故で負傷、仕事をやめる。その後、教会の 信徒から国民基礎生活保障の情報を得て、医療給付 を受けている。

(7) G 氏の事例 (91歳. 女)

貧農出身。13歳時に結婚。結婚から3年後,夫は日本軍に徴用後,生死がわからない。本人所有の耕作地はなく,兄弟や夫の実家,親戚の農業を手伝いながら暮らした。40歳代頃,義理の親,実の親ともに死亡し,田舎での生活が厳しくなり,先に上京していた甥たちを頼りに上京,義理の姉宅の住み込み家政婦で2-3年間身を寄せる。その後は,ソウルの南部地域で甥と同居しながら,開発前のソウル外郭で畑仕事をしたこともある。当時の日当は500ウォンで,交通費を節約するため片道2時間近くかかる距離を歩いて通った。以降は,住み込み家政婦や派出婦⁹⁾を転々とし,60歳代に入って,零細衣類工

場(従業員は20名程度と記憶)で、アイロンかけやラベル貼りなど衣類製造の後始末の仕事をするようになる。約22年前、甥(建設労働者・47歳死亡)の結婚により、現在住んでいる街で一人暮らしを始める。IMF 経済危機の頃、勤めていた零細衣類工場の経営難で、貯めていた1600万ウォンを社長にとられる(工場の家賃だけを貸すつもりで渡した通帳から、全額を下されてしまう)。その後、お金は返されることはなかった。工場の廃業で働くところもなくなり、本人が洞事務所(役場)で国民基礎生活保障受給申請をする。

⑧ H 氏の事例(82歳,女)

裕福な農家ではないが、食事を欠かした記憶はな い。19歳時に佐官職人と結婚するも、夫は本人27歳 時に死亡。夫の死亡後、親戚や家族の農業を手伝い ながら暮らす。50歳代頃、先にソウルで住んでいた 姪たちを頼って上京。上京後は、 姪の家に身を寄せ ながら、露天でナムルを売った。その後、近所のバ ス会社で掃除の仕事を始め9年半勤める。15年前. 胃癌が見つかり手術を受ける。手術後は、バス掃除 の仕事をやめた。当時貯めた給料は、手術費と病院 費に使われた。退院後再び姪と同居することになり. 周りから国民基礎生活保障を受けられるといわれ受 給申請をする(正確な受給時期は覚えていない)。 その後、古い旅館で一人暮らしを始め、5年ほど居 住した。2013年1月頃、持病の高血圧で倒れ、病院 に運ばれる。退院後は身体状況の悪化で、住まいだ った旅館3階で生活することが難しくなり、姪の支 援で2013年4月古い雑居ビルの部屋へ引っ越す。 2014年9月の補完調査時は、同じ建物内の別の部屋 へ引っ越していた。

⑨ I 氏の事例 (78歳. 女)

幼い頃(年齢は覚えてない)家族で日本に渡り, 父親は炭鉱で働いた。父親が腰を痛め下半身麻痺となり,解放後家族は韓国へ帰還した(本人が小学校3年生頃)。母親が父の看病をしながら生計を立て たため、長女である本人も山で伐採した薪を市場で 売るなどで家計を手伝った。23歳時に結婚し、軍人 だった夫と上京する。夫は普段軍隊に常住するが、 外泊や休暇の時は帰ってきて、その度に暴力が酷か ったため、25歳で離婚、その後は食堂の住み込み従 業員で働いた。数年後、知り合いの紹介で、米軍基 地村の「基地村女性」らが居住している家に部屋を 借り、女性らの洗濯や雑用の仕事をしながら過ごす。 そこでお金を貯め、部屋が多い家を購入、本人も基 地村の女性らを相手に賃貸業を始める。基地村では 20年ほど居住した。知人の勧めで、その後再び上京 し、家を売った資金で食堂を出す。住み込み従業員 1人と8年ほど続ける。食堂の仕事がきつくなり、 食堂をたたんで、「タバン(昔ながらの喫茶店で、配 達する女性従業員がいる場合もある)」をもうける もうまくいかず、店を閉める。関節炎で働くことが できず、15年前頃から国民基礎生活保障を受けるよ うになる。11年前、永久賃貸住宅を申請し、申請か ら4年後入居し、7年間居住している。

⑩ J 氏の事例 (87歳, 男)

貧農出身。4歳頃母親が死亡。家が貧しかったた め、小学校を3年でやめる。その後、通った夜学も やめるしかなかった。耕作する土地がなかったため、 近隣農家で牛に餌をあげる(放牧などで)仕事や農 業の手伝いをした。後述するように. 「春窮期¹⁰⁾」 には.「長利穀111」で延命するなど苦労が多かった。 23歳に結婚し、妻と農業の手伝いなどをしながら暮 らす。ソウルの卸市場に唐辛子を売る仕事でソウル の地理や情報を知り、30歳代後半に上京。ソウル北 部の市場で妻と八百屋を始める。当時は、部屋を借 りるお金もなかったため、店で寝食を解決した。40 歳代中半から造園の仕事を始め、20年以上続けた。 造園の仕事もしながら、妻と花屋を7年間やった。 12年前, 妻は死亡。子どもに関しては, 極力話を避 けており、扶養義務者である息子の存在により、一 時期国民基礎生活保障受給が廃止された経験を話す 程度である。

(3) 調査対象者における生活歴の特徴

以上でみてきたように調査対象者10人は、すべて 地方出身として上京した人々である。上京のきっか けはさまざまであるが、農村での生活が苦しくて上 京した人々である。家庭環境において、貧困家庭出 身が多い。家族関係においては、早くに親を亡くし て幼少年期に親戚の家に身を寄せたケース(B. F. I). 結婚するも配偶者と20歳代から40歳代という若 さで死別したケース (B, D, E, H), 夫の浮気など により夫婦関係が破綻し、単身又は子どもを連れて 上京したケース (A, C, F), 夫の暴力により離婚し たケース(I)で、家族関係の断絶が目立つ。さらに、 子どもがいない人(B, E, G, H, I), 子どもがい ても教育ができず子どもにも低学歴による貧困が世 襲された人(C)で、家族扶養は期待できないケー スであった。ほかには、J氏のように、子どもとの 不和で長年交流がない状況に置かれているが、戸籍 上扶養義務者がいることで国民基礎生活保障受給が 一時廃止されたケースもあった。

Ⅳ. 不安定就労についての考察

1. 後期高齢者世代の不安定就労と生活困難の背景

(1) 農村の実態と農民の生活困難

本研究の調査対象者が上京前に置かれていた生活 状況を理解するためには、朝鮮戦争後の農村の実態 を検討する必要がある。1970年~1979年の年平均実 質GDP成長率が10.4%¹²⁾ という飛躍的な経済成長は、 長い間続けていた労働者の低賃金に支えられ可能と なった。さらに、労働者の低賃金は、低農産物価格 政策により維持されていた。低農産物価格政策は、 労働者の労働力再生産費を抑え、農民の低所得・低 生活水準を固定化させ、農家から流出する労働力の 価値を低下させたのである(加藤 1991: 216)。

韓国は前近代的な小作農問題を解消するため, 1949年に「農地改革」を行った。しかしながら農地 改革が有償分配であったため、当時資金力がない農 民にはその負担が大きく、結果的に多くの零細農を 創出した。そのような状況に、農産物の価格抑制政策も加え、「春窮」は大きな社会問題であった(隅谷1976:60)。春窮には、多くの農家が「絶糧農家」の状況に置かれ、生き抜くためには、「立麦先買」、「長利穀」といった高利債に頼るしかなかった。「立麦先買」と「長利穀」について、当時の新聞にはこのように説明されている。

麦が実る時期になると農村経済は最悪の状態に置 かれ、大半の農家は絶糧になり穀物の商品化はほぼ 不可能な状況に置かれるため、農家が営農資金を得 るのは困難になる。農繁期を迎えた農家は、営農に 必要な各種農機具(中略)の購入資金だけではなく. 麦の初物が出るまでは食糧まで購入する状況になる ので、麦を収穫し現物で償還する条件で、必要なお 金を借りることを「立麦先買」という。「長利穀」は、 稲の収穫時に糧穀を食糧用やその他の家計支出、営 農資金で、米を現物で借り、翌年の収穫期に償還す ることをいう。立麦先賣や長利穀は零細農家の切な い命脈手段だが、利率が高くて農家に大きな被害を 与えている。利率は、「立麦先賣」の場合、20日後の 収穫を想定して(中略) 3割程度になり、「長利穀」 は1カマスを借りると、翌年には2カマスを償還す ることになるので年率10割になるわけである。

(『毎日経済新聞』1966年5月24日1面:筆者訳)

一方、1965年の絶糧農家の数は47万9305世帯・228万4022人と報告されており、農閑期の剰余労働力を活用する方法がない農民は、極貧層ほど償還能力がない理由で政府の貸与糧穀対象から除外されていた¹³⁾。さらに、全国各地から報告された1965年度要救護保護対象者は約3百24万2千人に達するが、政府が救護可能とみる対象者はそのうち2百17万人と推算していた¹⁴⁾。また、絶糧農家は、「労働先買(田植えの時期に田植えをすることを条件に、手間賃を先にもらうこと)」までしていた¹⁵⁾と指摘している。

(2) 後期高齢者世代の若年期における低学歴問題と 就労機会の排除

低所得層の後期高齢者における生活困難の背景と して注目すべきもう1つの問題は、低学歴による就 労機会の制限である。

まず、表5で示された『老人実態調査2011』を見ると、65歳以上の調査対象者10,674人のうち、女性と邑面部(農村部)において未就学(識字と非識字)の割合が高い。特に、85歳以上の場合は、非識字の割合が28%を超えている。現在85歳以上の高齢者が小学生頃であった1940年に朝鮮総督府が刊行した『昭和十三年朝鮮総督府統計年報』の「小学校児童異動状況」をみると、当時の状況がさらに明らかになる。「小学校児童異動状況」では、入学33万4908

表5:65歳以上高齢者の教育水準

(単位:%)

	全体	性	別	地	域			年齢 (歳)		
		男	女	洞 ¹⁷⁾ 部	邑面部	65~69	70~74	75~79	80~84	85以上
未就学_非識字	10.9	2.4	17.4	8.0	17.2	4.1	8.9	13.5	20.3	28.0
未就学_識字	20.7	10.1	28.8	18.6	25.3	13.0	19.5	24.2	28.0	38.3
小学校	35.4	33.7	36.8	33.5	39.6	38.2	37.7	35.8	29.9	20.1
中・高教	25.9	41.2	14.4	30.5	16.3	36.5	27.7	19.4	14.9	9.9
専門大学以上	6.9	12.7	2.6	9.5	1.6	8.2	6.2	7.1	6.9	3.8
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注:四捨五入のため、合計は100%にならない。

出所:保健福祉部(2012)『老人実態調査2011』より作成。

人,卒業13万6092人,退学6万8774人,死亡1908人で,退学生の数が卒業生の半数を超えている(朝鮮総督府1940:21)。植民地時代の困窮した生活の中,高い月謝金を払うことは厳しかったため,このように中途脱落者が多かった¹⁶⁾。制度教育から疎外された労働者や農民を対象に展開されたのが植民地時代の夜学運動である(チョン2007:165)。

本稿の調査対象者も先述したように1人を除いては、就学してないか、または途中で学校をやめた人である。社会状況と貧しい家庭環境により、就学の機会を失い早くも労働市場に入った彼(彼女)らは、低学歴のため就労の機会も制限されていた。

2. 調査結果からみる不安定就労の特徴とその様態

(1) 不安定就労者の条件

江口(1980:33)は、下層の「不安定」な職業の雇用条件として、①世間なみ以下の低位劣悪な条件、②標準より長い労働時間と低い報酬、③苦しい労働、④その仕事さえ、常に失職の憂き目のあわざるを得ないような薄弱な雇用機会をあげている。以下では、この条件を援用し、当時の就労不安定状況を把握していきたい。

このような不安定就業労働者の具体的形態として、 伍賀(1988:9)は「独占企業の下請社外工や各種 派遣労働者、パートタイマー、臨時・日雇い労働者、 独占企業傘下に編成された膨大な下請中小零細企業 の低賃金労働者や家内労働者」などを取り上げてい る。しかしながらここでの不安定就労者においては、 雇用された労働者だけではなく、その厳しい状況に おいては同じである零細自営業者も含まれると考え る¹⁸⁾。

(2) 対象者の職業歴の特徴と不安定就労の状況

表6は、対象者の職業歴と居住歴を年代別に示したものである。表6からみるように、大半が30歳代以降に上京している。上京してきても学歴と熟練した技術がないうえに、就業年齢としては高年齢ということもあり、就職は厳しかった。親戚、知人など

を頼って上京したものの、上京当時は零細企業への 就職すら容易なことではなかったため、手元のわず かなお金で行商や露天商を始めた。

(※以下にあげる調査対象者の口述部分は、韓国語でなされたものを、筆者が訳したものである)

「ソウルに行くと私が就職先を紹介するから。寮 の賄い婦になると稼げるよ。気楽だし」と友達から 勧められた (C氏)。

米4斗を持って上京しました。お金もなく。上京 し、始めは蒸したトウモロコシや餅を○○山の入り 口で売りました。子どもたちを食べさせるためにね。 唯一の知り合いだった同郷の人がその商売をしてい たから。(中略)何年か過ぎてから知り合いもでき て工場で働くことになりました(F氏)。

やっと就職しても、非常に低い賃金で、長時間の 労働になる。場合によっては、掛け持ちもやむを得 なかった。しかし、このような状況に置かれている にもかかわらず、彼らの声を代弁するものはなかっ た。まさに、江口(1980:31)が「生活不安定」に ついて、「社会保障と労働組合運動が盛行する中で、 何の支えも事実上なく、その当然の権利も事実上剝 奪されたままに、つねに公的扶助層と相隣接しなが ら、すなわちその大きな給源母体として存立してい る状態」とし、「そのような極限状態としての『不安 定』」と指摘している状況に置かれていたと言える。

午後6時になると仕事場に行って夜12時~1時まで掃除しました。少し寝た後に…(中略)一か所の掃除だけではどうしても(生活が)できなくて。朝からは○○ビルに行って掃除をしました(F氏)。

仕事はきついのに、給料は少なかったです。軍服を作る時は1月の半分は夜勤でした。(中略)(今なら)労働組合がうるさく言うけどね。昔は眠くてミシンの前で寝るくらいだったけどお金は少なかった

注: 労働歴 居住歴

表 6 : 調査対象高齢者の労働歴と居住歴

- ;	⊞ J	X	† I	Х	# Н	Х		Х	† F	Х	† E	X	†	Х		X	B	Х	† A	
-	87歳 1928年生 -		78歳	133347	82歳	1924十二	91歳	1330十工	85歳	1321十工	94歳	1323十工	86歳	1334十工	81歳	1332十工	83歳	133347	82歳	
不明	小学校3年,夜学	不明	父の仕事 (炭鉱労働) で日 本へ	実家	未就学	実家→夫の家	未就学 結婚13歳→農業	祖父家→父家→祖父家	祖父母同居→満州(中国) で小学校2年→帰国	実家→結婚・夫の実家	供出の仕事,未就学→結婚 18歳→死別	実家	未就学	実家	夜学	実家	小学校卒業	実家	未就学	1920-1945 植民地・独立
	農業の手伝い→結婚23歳	実家	小学校3年頃帰国→伐採し た薪の販売	夫の家	19歳結婚→農業	夫の家	農業の手伝い	持家	故郷で結婚18歳→農業	持家→避難地の間借り	上京・再婚(事実婚)→ 避 難地で死別→行商	再婚 / 社宅	結婚18歳頃→離婚→再婚21 歳頃→針仕事	社宅→再婚 / 夫の実家	結婚18歳頃→死別→再婚・ 農業	親戚の家→住み込み	親戚の農業手伝い→食母	工場の寮	ミシンエ	1946-1955 米軍軍政期・朝鮮戦争
	農業の手伝い, 行商など	夫の家→離婚/住み込み	結婚23歳・上京→離婚25歳 頃→食堂従業員	夫の家	死別27歳→農業の手伝い				農業	持家に戻る	行商, 工場労働者を転々	不明	米軍基地村で店→ 家族と上 京	住み込み	単身上京 (29歳頃) / 工場 寮の賄い婦	不明	結婚27歲,主婦	月極	結婚24歳、ミシン工	1956-1965 政治混乱
店で寝食→月極	上京→市場で野菜販売→造 園労働	住み込み→持家	米軍基地村で雑用→米軍基 地村で賃貸業			上京/住み込み→甥同居/月極	農業の手伝い→上京/家政 婦 (親戚の家) →畑仕事	月極を転々	上京43歳頃→行商→工場 (塩辛など製造) 労働	持家	家事 工場労働	持家→月極	屋台 (39-41歳頃) →死別 (47歳)	住み込み→月極	工場寮の賄い婦、縫製工場	月極	死別→上京(40歳代初)→ 就労支援→塗装業	工場の寮→本家→不明	単身上京(40歳代初)/ミシ ン工→帰郷→再上京	1966-1980 経済発展・独裁
月極とチョンセを繰り返す→チョンセ	造園労働,花屋	不明→チョンセ	再上京 (50歳代初) / 食堂 経営→ダバン経営	姪同居	上京 (50歳代頃) →露天→ バスの掃除	上京/住み込み→甥同居/月極転々→チョンセ1年 (一人暮らし始め) →チョンセ (20年居住)	派出婦, 家政婦を転々→ (衣類) 工場労働/60歳代	月極→長男の家 (月極)	(衣類) 工場労働→ビルの 掃除 (60歳代初)	息子の持家	家事 農業の手伝い	月極	露天、行商、イルスノリ	月極を転々	旅館の帳場, 行商, 建設雑 夫など	月極	塗装業	持家→チョンセ	ミシンエ→精肉店経営→食 堂経営	1981-1997 民主化・IMF 経済危機
→チョンセ		チョンセ→永久賃貸住宅		旅館 (月極) →チョンセ	胃癌で掃除をやめる(66歳 頃)	し始め) →チョンセ (20年居住)	IMF 経済危機で失職 (74歳頃)	娘の家 (月極) →月極	交通事故で掃除をやめる (68歳頃)	姪の家→チョンセ→月極	姪の子どもの世話→10年前 から一人暮らし	チョンセ (月極に転換)		チョンセ→田舎→チョンセ		月極→チョンセ→月極	60歳代まで塗装業	チョンセ→同居→チョンセ	就労事業・ミシン→掃除79 歳頃→高齢者就労支援	1998 – 現在

です (A氏)。

給料¹⁹⁾ をもらっても、米を買ったり借りたお金を返したりすると、お金がすぐなくなるからまたお金を借り…いつもその調子でした。とにかく、給料をもらってもその日のうちになくなりました(A氏)。

安い賃金で、きつい仕事であったが、都市での生活を続けた理由は、農村では得られない現金収入 (例え低賃金でも)が定期的に入るからである。

きついけど、そこではお金が貯まるからね。田舎では1年中収穫する時だけお金が入るけど、ソウルでは毎月15万ウォンもらっていましたからね。9年半を掃除しましたよ。だから周りからは「田舎で随分と苦労したから掃除も長く続けられるんだね」と言われました。バス掃除はきつかったからね(H氏)。

60歳代に衣類製品工場で仕上げや雑用の仕事を始めた G 氏は、仕事の時辛かったことについて以下のように話した。高齢になっても、生計のために働かざるを得ず、しかも特別な技能を持っていないため、仕事の苦労が多かった。

仕事の時はしんどいですよ。手に慣れてない仕事 を任されるときついです。その仕事が手に慣れると また変わるしね。製品が同じものばかりではないか ら。今日はこれだけど、明日はまたデザインも生地 も変わるから(G氏)。

製品工場(衣類の)に通ったけど、年をとると仕事がしんどくてね。見づらくなって、ラベルを切ることもできなく手に負えなくなり…30万ウォン(当時の受給費)でも食べていけるから、もう働くことはやめました。工場も IMF でつぶれたしね(G氏)。

(3) 職業からみる不安定就業層の実状

ここでは、不安定就労として典型的ともいえる行 商と露天商、住み込み家政婦の生活を見ていきたい。 ①行商と露天商

行商や露天商は手元のわずかな資本で商売を始めるので、都市貧困層において就きやすい仕事であった。しかしながら、行商も、露天商も、最初は一人ではできず、先に上京した同郷の人や親戚に頼ったり、彼らを通じて情報を得ることで可能になった。季節によって扱う品目を替えたりすることも特徴である。農村では、なかなか得られないわずかの現金を得るために、地方都市の市場に栽培した農産物を売りに行く場合もあった。露天や行商で得た収入で、米や食材を買うその日暮らしであった。しかし、露天での商買は無許可であったため、常に取締りのことを念頭におかなければならなかった。

あの時、食べものがないから義理の弟夫婦と温床 栽培をしました。(中略) 15里もいく道を…栽培し たキュウリなどをカンジュリ(竹や柳などで編んだ 大きなかご)に積んでそれを頭に載せ市場へ売りに 行きました。21歳頃ですかね。死ぬほど働きました よ(C氏)。

○○から△△まで行き、そこで白菜を買い、タライにたくさん積んで、南大門市場まで歩いて行った。 (中略) それ(白菜の行商) は冬になるとできないから、冬場には洋銀工場で働いた(E氏)。

(中略) 露天での商売を禁止するから。貧しい人 が露天以外にどこで食べていけるんですか。何もな いのに、(取り締まりが) ひどかったですよ (D氏)。

②住み込み家政婦と劣悪な女性労働

戦後から産業化以前まではもちろん,産業化が進む中でも低学歴の女性が就きやすい仕事は限られており,家政婦が一般的であった。家政婦は、上京して身を寄せるところがない農村出身者,口減らしの

ため10歳代前半の子どもも多かった。決められた給料はなく、寝床と食事を提供することが一般的であったため、雇う家庭が多かった。1973年の新聞記事では、ソウル市の120万世帯に家政婦の数は24万6千人と推算している 20 。

あの時はお金(給料)ももらってないですよ。ごはんくらい食べさせてくれました。忘れられません。毎日おむつの洗濯、井戸水を汲んでね。仕事がうまくできなかったら罵れたし。今は誰が家政婦にそうしますか。どれだけいびられたか、どこかのお宅では母親の実家に逃げましたからね(B氏)。

1日6~7時間の睡眠, 18時間の労働, そこに1日何回かの大声と罵倒を浴びた $^{21)}$ 。報酬は1965年の場合, 400ウォンから1500ウォンであったが, 報酬の計算は明確ではなく, 寝食の提供以外に服はもらったりもらわなかったりした $^{22)}$ 。1970年代に入ると家政婦の地位は改善され, 1972年の新聞は, 5000ウォンから8000ウォンの報酬をもらっていたと報道している $^{23)}$ 。

V. 生活史からみる居住不安定の実態

1. 調査対象者における不安定居住の特徴

(1) 住居移動と居住の不安定

本研究の調査対象者は、表6からみるように、一時期は家を所有したことがある人もいるが、大半は借家を転々としている。さらに、高齢期に入っても、頻繁に住居移動をしている。低所得層高齢者の賃借世帯においては、特に家賃相場の変動、家主からの立ち退きにより住み慣れた住居を離れることになる。しかしながら高齢者、特に一人暮らしの低所得高齢者が部屋を借りることは容易なことではない。家主にとっては、家賃の支払いへの不安や借家での死亡可能性などリスクを回避したいので、単身高齢者に部屋を貸すのを避けるようになる。

西島(1992:328)は、「民営借家居住の保護世帯

は頻繁に住居移動を行っており、その理由も他律的 ないしは消極的な選好理由であり、家賃や立ち退き 等の理由で移動せざるをえないという居住の不安定 性を有している」と指摘している。

本研究の調査対象者の生活歴からは、不安定な居住歴が多く見られる。特に、1980年までは賃貸借期間が、慣習上6ヶ月であったため、6ヶ月という短い賃貸借期間に加え、当時の深刻なインフレに伴って、家賃相場は値上がりした。「住宅賃貸借保護法」の制定(1981年)により、賃貸借期間が1年になり、賃借人の権利が強化された²⁴⁾。

1年に2回引っ越ししないとね。(契約期間が) 今は2年だけど、昔は6ヶ月だったよ。6ヶ月すぐ 過ぎるでしょう。そうなると隣にでも引っ越ししな いと (G 氏)。

家賃は日々上がる一方であったが、賃金は低額のままであった。6ヶ月の期限はすぐ迫ってくるため、家主から家賃の値上げを要求されると、安い部屋に引っ越しするしかない。賃金が上がらない以上は、住居移動により住居状況は悪化するのである。

(2) 不安定就労と居住の不安定

本調査の対象者は、大半が貧農出身で、上京して も部屋を借りる経済的余裕はなかった。住み込み労 働で寝床を得るか、または親戚に身を寄せることが 大都市に住居を確保する方法であった。

夫と別れてからは、一人だからね。食堂で皿洗いや掃除をした。あの時は仕事もなかった時代だから。今は派出婦などで稼げるけど、当時はそんなのないから。(中略) 部屋を借りるお金もなかったし。昔は住み込みでした (I氏)。

しかし、住み込みの仕事は、職を失うと住居も失うため、不安定な仕事は常に居住不安定の状態と隣り合っていた。さらに、上京後時間が経ち、住み込

地域	年	持家	チョンセ	月極	保証金付 月極	伝貰賃貸 住宅等	家庭委託	保障機関 提供居住	グループ ホーム居住	その他	合計
全国	2003	163,610 (22.79)	88,740 (12.36)	124,965 (17.40)	38,925 (5.42)	82,734 (11.52)	3,892 (0.54)	3,189 (0.44)	1,340 (0.19)	210,466 (29.32)	717,861 (100)
	2013	86,822 (10.71)	66,177 (8.16)	118,397 (14.60)	123,812 (15.27)	164,294 (20.27)	995 (0.12)	9,582 (1.18)	2,679 (0.33)	237,786 (29.37)	810,544 (100)
ソウル	2003	1,173 (1.39)	18,749 (22.30)	18,690 (22.22)	8,175 (9.72)	17,149 (20.39)	160 (0.19)	264 (0.31)	139 (0.16)	19,605 (23.31)	84,104 (100)
市	2013	1,061 (0.85)	17,706 (14.20)	18,174 (14.58)	28,416 (22.80)	29,879 (23.97)	284 (0.22)	415 (0.33)	558 (0.44)	28,134 (22.57)	124,627 (100)

表7 国民基礎生活保障受給者の住居類型別現状 (2003年, 2013年) (単位:世帯、%)

注:①伝貰賃貸住宅等は、2003年の場合永久賃貸住宅、2013年の場合永久賃貸住宅、伝貰賃貸住宅、買入賃貸住宅などを指す。

②その他は、未登記・無許可住宅所有、全体無料賃借、部分無料賃借、ビニールハウスなどを指す。

出所:保健福祉部『国民基礎生活保障受給者現況』2003, 2013年度より作成。

み先や親戚の家から独立しても、当時の安い賃金では、入居の際多額が必要なチョンセ部屋を借りることは難しかったため、月極の部屋を転々とするしかなかった。

2. 現在の居住不安定と生活困難

(1) 賃貸契約方式の移行による居住の不安定性

韓国の賃貸契約方式は、先述したようにチョンセ 契約から月極契約(主に保証金付き月極、チョンセ ほどではないが多額の保証金がついている場合が多 い)への急激な移行が起きている。毎月発生する家 賃の新たな負担は, 低所得層の借家世帯に大きく影 響を与えているが、特に国民基礎生活保障受給世帯 において, 低水準の住居給付(住宅扶助)額と関連 して深刻な生活困難状況を招いている。これまで月 極の住宅に住む国民基礎生活保障受給世帯は、住居 給付額が現状を反映していないため、家賃が相対的 に高い大都市居住者は生活困難の状況におかれてい た。2014年度の場合、1ヶ月に1人世帯が受給する 生計給付(生活扶助)額は38万531ウォン,住居給付 額は10万7532ウォン (保健福祉部 2014:175) であ るが、現在ソウル市の家賃相場は、表4で見るよう に20万ウォンを上回っていることが多い(このよう な家賃水準でもよい住居状況ではない)。

表7は、国民基礎生活保障受給世帯における住居類型別の変化を示したもので、特にソウル市の場合、チョンセ物件の減少や保証金付き月極物件の著しい増加が目立つ。チョンセから保証金付き月極への移行はこの推移からも明らかである。このような問題を改善するために、国は2014年に住宅給付額を上げる新たな取り組み²⁵⁾をしているが、居住不安の問題はまだ顕在化している。

事例からみると、B氏の場合、調査当時の家賃は15万ウォンであったが、1か月後から5万ウォンの値上げを要求され、受給費約46-47万ウォン(1人世帯の生計給付と住居給付の合計額)のうち20万ウォンを払うと、残りで生活できるか心配していた。賃貸契約方式の移行による影響で、チョンセ部屋から2年前に保証金付き月極部屋に引っ越したE氏の場合、25万ウォンが家賃で、残り約22-24万ウォンが1月の生活費である。冬場には受給費から家賃以外に暖房費の負担があるため(韓国では保護基準に冬季加算はない)、生活はさらに厳しくなる。

一方、現に家賃の値上げ問題は発生していなくても、月極契約への移行は、チョンセ部屋に住んでいる低所得層の不安要素になっている。現在チョンセ部屋に住む C 氏は、契約移行への不安から生活費をさらに切り詰めている。

(今住んでいる家が) いつどうなるかわからないから,不安で心配だし,私はとにかく一文も惜しむよ。 受給費からね (C氏)。

(2) 住居環境の悪化と生活困難

①非住宅居住の問題

近年、劣悪な住居環境の一つとして取り上げられているのが「非住宅居住」の問題である。「非住宅居住者」とは、住居はあるがその住居が長期間の独立した住居生活を営むことができない構造で、住宅としての最小限の機能も持ってないところで居住する人を意味する(イ・ヨ 2011:365)。「ちょくばん」、「旅館」、「考試院」などでの居住であり、2011年現在ソウル市の非住宅居住者は、14万4629世帯・15万474人で、1人世帯の17%が非住宅に居住していると推定されている²⁶⁾(ソウル市 2013:3-16)。

本稿の事例中、H氏は2012年8月の面接時、古い旅館に住んでいた。トイレと浴室は共同使用で、H氏が住んでいた3階にはH氏を除いては男性だけで、体を洗う時が特に不便だったと話した。暖房も旅館主人が入れることになっていて不便だった。住居用ではないため、住み続けるには不便な点が多いが、H氏の場合は家賃が10万ウォンという安さから5年間居住した。

②住居環境の変化と身体状況の悪化

住居環境の変化又は悪化は、高齢者の身体状況に 影響を与える。現在の住居環境が悪化している2人 の対象者から、住居環境の変化(又は悪化)による 身体状況の悪化が見られた。

G氏の場合 調査対象者のうち、現在の住居環境が特に悪化しているのは、高齢のG氏(91歳)である。G氏の住まいがある建物は、1階に賃借人2世帯、2階に家主が住む構造になっているが、7年前家主が引っ越してからは、G氏だけが居住している。建物全体に水漏れが酷く、カビも多い。管轄の社会福祉館が住居環境改善事業で壁紙の張り替え、断熱施工もしているが、建物の老巧化により再びカビが入っている状態である。ボイラーは石油ボイラーで、

都市ガスに比べ暖房費がかかるため、冬場には電気マットで寒さをしのいでいる。何より、トイレが深刻な状況で、汲み取り式の昔のトイレで家の外にあるため、利用時不便なことはもちろん使う度に憂鬱になると話した。次第に食べるのを減らしてトイレに行くのを避けており、最近はめまいもあると話した。近くにある市場の公衆トイレや、社会福祉館のトイレ(昼食時には)などを利用するようにしている。

トイレは外にあるの。それで食べるのを減らした らこうなりました(G氏は時々めまいがあると話し た)。トイレに行きたくないから。ご飯を少し食べ ると今日はトイレ行かなくても済むから。三日ぶり に行くのよ(G氏)。

H氏の場合 2014年3月に福祉館の面接場で会った H氏は、2012年8月の面接時に比べ表情が明らかに 暗くなっており、鬱状態を訴えた。古い旅館からチ ョンセ金3200万ウォンの部屋に引っ越したものの. 雑居ビル2階の真ん中にある部屋は、入居当時窓も ない状況であった。あまりにも息苦しい状況で、家 主に窓を作ってもらったが、廊下に面している窓か ら日差しは入らない。部屋は狭く(約4畳程度), 暖房は電気パネルで温かいが、電気を使うため暖房 費が高い。洗濯は、洗濯機がないため、姪の家で着 替ると、姪が脱いだ服を洗濯してくれる状況であっ た。持病で倒れ、現在の居住地へ引っ越して以来、 鬱状態になり部屋に帰ると悲しく涙が出るのででき るだけ外で過ごしている。敬老食堂で11時頃昼ご飯 を済ませると、通り道にある市場の露天に座って世 間話をしながら通行人を見るのが日課になっている。 寒い日には、大きな銭湯に行って、一日を過ごして いる。契約期限が4月末で引っ越したいが、行く先 はまだ決まっていない。役所の斡旋で下見に行った 部屋は、今の部屋より狭く、窓もなかったため断っ たと話した²⁷⁾。

今も鬱病みたい、夜一人になると涙が出て…窮屈 な部屋にいると悲しくて、外に出ておばあさんたち がやっている露天の隅に座って世間話をする(H 氏)。

③住み慣れた地域で住み続けたい―環境変化への不安

しかし、このような劣悪な住居状況でも、高齢者にとって長年住み慣れた地域を離れるのは決して簡単なことではない。H氏は、旅館に居住していた頃、永久賃貸住宅への入居申請が受け入れられたが、現在の居住地域から遠く離れた地域に引っ越しするのが不安で、入居をあきらめた。さらに、G氏の場合は、住居環境が非常に悪いため、引っ越しのことも考えたが、家族もいない状況で20年以上住んでいた地域を離れることは厳しい選択になる。

遠いところ(永久賃貸住宅)に入居するようになったけど、ここは長く住んだから故郷みたいに…遠いところに引っ越すと暮らせないと思って、そこには行かないと断りました(H氏)。

どこかの賃貸アパート (永久賃貸住宅) でも入る ようになったら引っ越したいと思うときもあるけど, ここで本当に長く住んでいるから, 役場の人も家族 みたいだし, 町でも気にかけてくれるから…今日に なりました $(G \, {\rm K})$ 。

おわりに

以上,韓国における社会経済構造の変動と社会保障,労働政策の変遷を把握したうえ,大都市に住む 低所得層高齢者の生活歴と居住歴の検討を通して, 就労不安定と居住不安定の状況と要因について考察 してきた。

これまでの考察からみると、本稿の調査対象者は、 その生活史において以下のような特徴を表している。 出身環境においては、植民地という時代背景と疲 弊した農村状況, 貧しい家庭環境により教育を受けられず, 非識字または小学校中退という非常に低学歴である。

農村生活においては、零細農として農業生産力は 低く、農地を所有していない場合は農業の手伝い (賃金農業労働者)で生計を維持するうえに、農産 物低価格政策が押し付けられ、死ぬほど働いても低 所得の状況は改善できなかった。

上京後の生活においても、農村より就業の機会が 多いといえる大都市に上京したものの、低学歴のう え上京時の年齢が高かったため、就業の機会は狭め られ、低賃金で不安定な仕事を転々とした。労働者 弾圧政策が横行していた独裁政権下で労働基準は無 視され最低賃金制度はなく、労働3権は制限される 劣悪な労働環境であった。もっとも女性においては、 生計維持の主体にもかかわらず、産業基盤が整って いない時代背景もあり、限られた仕事に就くしかな かった。就職すら難しい場合は、別途の技術がなく ても手元のわずかなお金で可能な行商や露天商に就 いた。

居住面では、いわゆる裸一貫の上京であったため、 手っ取り早い方法として住み込み労働で住居を確保 するも、仕事を失うと住まいも同時に失う不安定な 状況に置かれていた。さらに、低収入では安定した 住居が確保できず、頻繁な住居移動をしながら大都 市の底辺で生き抜いてきた。

結婚後の家族関係においては、離婚か若くして死別し、子どももいない家族喪失の状況に置かれていた。または、子どもがいても、貧困により子どもにも低学歴による不安定就労、借家生活の不安定な状況が続くなかで、家族扶養は期待できなかった。むしろ、高齢者が子どもを支援する立場に置かれている場合や、子どもの存在が公的扶助の受給機会を制限させ、高齢者の生活状況をさらに悪化させる要因にもなっている。

しかしながら、ここでもう一つ注目すべきことは、 個々人の生活歴だけではなく、韓国における社会経 済構造の激しい変動が、低所得層高齢者の生活周期 と連動し、彼(彼女) らの就労不安定と居住不安定 の状況を継続させ、現在に至るまでも生活困難の状 況が続いていることである。

彼(彼女)らの生活歴は、植民地支配に起因する 劣悪な生育環境、朝鮮戦争による疲弊、産業化政策 のため犠牲になった農民生活、独裁政権下で続いた 労働者抑圧と低賃金、IMF経済危機という社会経済 的変化と絡み合って、苦難の生活遍歴を重ねてきた のである。

さらに、1980年代前半まで社会保障制度、労働政策、住宅政策など諸政策は低水準であったために、 低所得層高齢者は生活困難状況が改善できず、高齢期に入った。加えて、近年急速に広がっている月極契約への移行により、高齢期に入ってからも住居移動を余儀なくされる居住の不安定性を有しており、居住環境は改善どころか悪化しているのである。

社会保障制度の整備の遅れや家族扶養の激減により日々深刻化している高齢者の貧困状況を緩和するため、国は2014年から一定所得水準以下の高齢者(65歳以上)には月20万ウォンの基礎年金を支給し始めた。しかしながら、国民基礎生活保障受給者には所得として認定されるため、実質的には収入(受給額)に変動がないことで、深い喪失感を味わっている高齢者は少なくない。生活困窮状況に置かれている国民基礎生活保障受給者に配慮した政策の改善が求められている。

最後に、先述したが調査対象者のうち男性は1人になり、本稿では男性労働者における不安定就労の特徴と実状を明らかにすることができなかった。日雇建設労働者をはじめ、膨大に存在していた男性労働者における不安定就労の実像については、今後の研究課題にしておきたい。

斜辞

生活史調査にご協力して下さった韓国の高齢者と社 会福祉機関の関係者方々に深く感謝いたします。

注

- 1) 大都市高齢者の貧困・生活問題の創出過程と要因に対する山田(2010)の分析視角は、本稿にも 大きな示唆を与えている。
- 2) 韓国の賃貸契約方式には、主にチョンセ(伝 貰)、保証金付き月極、月極(月極は月貰)がある。 チョンセは韓国特有の賃貸契約方式として、チョ ンセ保証金を家主に預けて、住宅などを借りる方 式。入居の際に多額のチョンセ保証金が必要にな るが、毎月の家賃が発生しないことから賃借人に 長年好まれてきた(朴仁淑 2014:60)。
- 3) 朴仁淑(2014)参照。
- 4) 筆者が2012年に実施した高齢者生活実態調査で の調査対象者は女性185人,男性30人である。生 活史調査では、実態調査での男性の母数が少なか ったうえに、調査協力への拒否もあり、最終的に 男性1人になった。
- 5) 自治体の委託により社会福祉機関が、主に低所 得層高齢者に対して、昼食提供、無料配食サービ スを行っている。
- 6) 定期的(一般的に5日ごと)に開かれる市。
- 7) 「イルスノリ」は日済し貸(ひなしがし)を業ですること、「イルス (日収)」は借りたお金を毎日少しずつ返済することをいう。「イルス」は、銀行での貸出が難しい零細商人などに広く利用された。
- 8) 銅や亜鉛等を合金した金属で、食器や鍋などを 製造した。
- 9) 住み込み家政婦と同様に家事サービス従事者で あるが、自宅(派出婦)からの通勤であり、報酬 は日払いの方が多い。
- 10) いわゆる端境期。春頃、麦を収穫する前に穀物が枯渇する時期。
- 11) 本稿のⅣ. (1) 農村の実態と農民の生活困難部 分を参照。
- 12) 韓国銀行ホームページ「報道資料」2014年12月 15日付参照。
- 13) 『朝鮮日報』1965年2月16日3面。
- 14) 同上。
- 15) 『朝鮮日報』1964年3月31日3面。
- 16) 識字率の低さに関しては、植民地支配下の日本 語教育の強要による朝鮮語の排除問題(1938年の

随意科目化と1941年の朝鮮語科目の廃止)をあげる指摘もあると思われるが、本稿では就学率に重点をおいている。金富子は、植民地期(ここでは1920年代~30年代中盤)に学校に入学したことがない人が、中途退学者よりはるかに広範囲に存在していたと推定しており、「植民地期の女性にとって、普通学校への就学可否が識字能力の有無に結びつき、その後の境遇に大きな違いを招いた」と述べている(金富子(2005) 4-5 頁参照)。

- 17) 洞 (ドン) は都市部の最小行政区域単位, 邑 (ウッ) 面 (ミョン) は農村部の最小行政区域単位。
- 18) 『新社会学辞典』によると、不安定就労者は「労働者だけでなく、名ばかりの自営業者や家族従事者を含み、彼らは資本主義的蓄積にとって不可欠な『停滞的な相対的過剰人口』を形成する」という(鎌田とし子(1993)森岡清美ほか編1245頁参照)。
- 19) 当時ミシン工への賃金支払は、完成した作業量による出来高給であった。
- 20) 『東亜日報』1973年2月12日6面。
- 21) 『東亜日報』1965年1月28日6面(記事は,「カトリック青年会」の世論調査結果をもとにして報道している)。
- 22) 同上。
- 23) 『東亜日報』1972年3月27日6面。
- 24) 『京郷新聞』1981年2月20日3面。その後、 1989年12月30日の「住宅賃貸借保護法」の改正で 2年になった。
- 25) 国民基礎生活保障制度から住居給付を分離しており(所管も保健福祉部から国土交通部に移管), 受給対象の拡大と給付額の引上げを主な内容にしている(国土交通部ホームページ「住居給与改編|参照)。
- 26) 同研究によると、考試院が96%、ちょくばんと 旅館が各2%を占めているという(16頁)。考試 院とは、本来司法試験や公務員試験を準備する受 験生が長期間利用した宿所であったが、近年に入 っては一般の住居に比べ住居費が安いことから、 貧困層の単身世帯が多く居住している。ちょくば んは、大人1人が寝るくらいの小さい部屋で、単 身の都市貧困層が居住しており、部屋代は月極 (保証金なし)または日極になる(ソウル市・保

健福祉部 (2000) 5 頁参照)。

27) 2014年9月補完調査時は、同じビル内の別の部屋に引っ越していた。部屋2つ(各約4畳と6畳)、キッチンの構造で、大きさは一人暮らしには十分である。部屋と居間に大きな窓があり風通しも良くなっていた。しかし、トイレがないため、浴室(シャワーのみ)に小便壺が置いている。暖房は石油ボイラーで、「石油は高いし、部屋も広いのでボイラーは使えないと思う。電気マットを使うつもり」と話した。

参考引用文献

【韓国語】

- イ・ホンソク/ヨ・キョンス (2011)「非住宅居住民の 住居福祉向上のための法制改善方案」『公法学研 究』 12(3) 363-388。
- イ・ヨンハン (2005) 『韓国社会と福祉政策―歴史と issue』 ナヌムのチプ。
- キム・ヒョンソン (2010)「1950年代職業女性に対する社会談論と実際―戦争未亡人の仕事と生涯を中心に―」李・ジョングほか『1950年代韓国労働者の生活世界』299-344。
- キム・ウォン (2010)「鉱山共同体労働者の日常生活 と経験」李・ジョングほか『1950年代韓国労働者 の生活世界』119-165。

経済企画院『韓国統計年鑑』1961, 1967。

- ソウル市・保健福祉部編 (2000) 『ちょくばん地域実態調査および効率的な政策開発』。
- ソウル市編 (2013) 『非住宅居住世帯住居支援方案準備のための研究』。
- ソ・ゾンソク(2005)『写真と絵でみる韓国現代史』ウンジン知識ハウス。
- ソク・ヒョンホ (1986)「韓国の都市化と社会変動」成 均館大学校社会科学研究所編『韓国社会の変動』 成均館大学校出版部, 121-157。
- チャン・チョンほか (2009)『中・高齢者勤労生涯史 研究』韓国労働研究院。
- チョン・ヨンスン (2007) 「日帝下朝鮮人労働者の生活相と労働運動」『韓民族研究』 3, 159-179。
- パク・ミジョン (2010)「国民基礎生活受給女性独居 老人の日常生活研究」『保健社会研究』 30(1) 62-91。

- ベク・ハクヨン (2006)「低所得独居老人の貧困経験 に関する質的研究」『社会福祉研究』31,5-39。
- 農林水産部『農林統計年報』1956, 1966, 1976, 1981 年。
- 保健福祉部『国民基礎生活保障受給者現況』2003, 2013年。
- 保健福祉部 (2014) 『2014年国民基礎生活保障案内』。 チョン・キョンヒほか (2012) 『2011年度老人実態調 査』韓国保健社会研究院・保健福祉部。
- ヤン・ジェジン (2008)「韓国福祉政策60年」『韓国政 策学会企画セミナー』 2008, 1-33。
- ユン・ヨドク (1985)「産業化と都市貧民層形成」『精神文化研究』 24, 25-39。

『京郷新聞』1981年2月20日付。

『朝鮮日報』1964年3月31日付。

『朝鮮日報』1965年2月16日付。

『東亜日報』1965年1月28日付。

『東亜日報』1972年3月27日付。

『東亜日報』1973年2月12日付。

『毎日経済新聞』1966年5月24日付。

- 韓国銀行ホームページ「報道資料」2014年12月15日付 http://www.bok.or.kr/main/korMain.action/ 2014年12月19日閲覧。
- 国土交通部ホームページ「住居給与改編」http://www.molit.go.kr/USR/WPGE0201/m_35449/DTLisp 2014年12月19日閲覧。
- 統計庁ホームページ「人口総調査」http://kosis.kr/ 2014年11月15日閲覧。

【日本語】

- 江口英一(1980)『現代の低所得層―「貧困」研究の方法(上)』未来社。
- 加藤光一(1991)『アジア的低賃金の《基軸》と《周 辺》一日本と韓国の低賃金システム一』日本経済 評論社。
- 金富子 (2005) 『植民地期朝鮮の教育とジェンダー 就学・不就学をめぐる権力関係』 世織書房。
- 伍賀一道 (1988) 『現代資本主義と不安定就業問題』お 茶の水書房。
- 佐藤嘉夫 (1981)「都市老人の生活と貧困」副田義也編 『老年社会学Ⅱ』 垣内出版、347-400。
- 隅谷三喜男 (1976) 『韓国の経済』岩波書店。
- 朝鮮総督府(1940)『昭和十三年朝鮮総督府統計年報』。 中野卓・小平朱美(1981)『老人福祉とライフ・ヒストリー』未来社。
- 西島芳子 (1992)「生活保護世帯の居住特性と居住歴 一低所得階層の居住実態に関する研究―」『日本 家政学会誌』319-328。
- 朴仁淑 (2014)「韓国の大都市における低所得層高齢者の生活困難と生活不安」『立命館産業社会論集』 49(4) 57-77。
- 本間信吾(1984)「高齢者の生活不安―求職高齢者に おける実態」江口英一編『社会福祉と貧困』法律 文化社、313-349。
- 森岡清美ほか編(1993)『新社会学辞典』有斐閣。
- 山田知子(2010)『大都市高齢者層の貧困生活問題の 創出過程—社会的周縁化の位相—』学術出版会。

Precarious Employment and Residential Instability from the Life Histories of Low-Income Seniors Living in South Korea

PARK Insook ⁱ , KONG Sanggil ⁱⁱ

Abstract: This paper will examine the life histories of low-income seniors in South Korea in an effort to clarify the impact of socio-economic change on poverty amongst the elderly and its relationship to the current lifestyles of this group. In addition, we will consider the backgrounds of low-income seniors who have experienced employment-related and residential instability. Results of an interview-based investigation revealed the following: Against the colonial historical backdrop of impoverished rural areas, where poor families do not receive education, individuals are likely to experience precarious employment situations, in roles such as housekeepers, door-to-door salespersons, and street vendors, or as workers at small-scale factories. Due to their typically low wages, stable housing cannot be obtained in major cities; moreover, they regularly change their place of residence, even well into old age. Regarding familial relationships, support from the family cannot be expected in cases of divorce, being widowed without children, or for children who are similarly in a continued state of unstable employment and housing due to the cycle of poverty. However, in this ongoing, intense period of socio-economic change, because of the delayed response from programs such as the social security system and labor and housing policies, the situation is not improving. As a result, even into old age, many continue to struggle to get by.

Keywords: South Korea, low-income seniors, life history, precarious employment, residential instability

i Doctoral Program, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University

ii Director, Singil Community Welfare Center